

昭和二十四年十一月二十九日
答弁第四八号

(質問の 四八)

内閣衆甲第一一六号

昭和二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員立花敏男君提出国家地方警察東京管区一都十県警察官警備訓練に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員立花敏男君提出国家地方警察東京管区一都十県警察官警備訓練に関する質問
に対する答弁書

- 一 災害又は集団的不法事案発生の際警察の責務遂行に遺憾のないようにするためには、平素の訓練が必要であるため、この警察訓練を行ったものである。
- 一 この訓練で想定した暴徒は、集団的不法事案発生の場合の警察方法の訓練のため一般に集団的不法行為をなす者を仮設したのである。
- 一 国家地方警察の警察官の動員に関する費用は、総理府（所管）司法及び警察費（部）国家地方警察費（款）国家地方警察本部（項）の「警備訓練に必要な経費」から支弁するのである。
- 一 この訓練における自治体警察の参加は任意に行われたものである。
- 一 自治体警察に要する費用は、自治体警察を維持する責任をもつ自治体が支弁するのである。
- 一 訓練終了後上田市より長野市まで警察官の行進が行われたのは、警備訓練の一環として多数の警察官

を輸送する場合の訓練を行ったものである。

一 齋藤国家地方警察本部長官は、本訓練に際して、警察に課せられた治安維持の責務は、軍隊なき日本においては一層重大であるという意味の訓示を與えたが、質問主意書中にある「警察は軍隊なきあとの軍隊である」といったようなことは全然言っておらない。

右答弁する。